

○かほく市建設工事請負代金額の債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

平成23年11月9日

告示第134号

改正 平成27年11月1日告示第117号

(趣旨)

第1条 この告示は、建設工事の請負契約者（以下「請負者」という。）が、かほく市と請負契約を締結したことによって生じた権利のうち、かほく市財務規則（平成16年かほく市規則第29号。以下「規則」という。）第153条ただし書き及びかほく市建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項に定める工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 当該建設工事の出来形が原則として40パーセント以上であること。ただし、契約約款第34条第3項の規定に基づく中間前払金の支払いを受けた工事の出来形は60パーセント以上であること。
- (2) 債権取立てについて、国、地方公共団体その他から差押え等の通告がなく、かつ、今後そのおそれがないこと。

(債権譲渡の範囲)

第3条 債権譲渡の額は、当該請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負工事契約により発生するかほく市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、契約約款に定められた検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等のかほく市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 3 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とし、売掛債権担保融資保証制度との併用は、認めないものとする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、株式会社北國銀行、株式会社北陸銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、金沢信用金庫、のと共栄信用金庫、北陸信用金庫、

興能信用金庫、石川県総合建設業協同組合、株式会社建設経営サービスとする。

(債権譲渡承諾願)

第5条 請負者が譲受人に債権譲渡しようとするときは、当該建設工事を主管する主務課に対してかほく市長（以下「市長」という。）あてに、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾願（様式第1号の1） 3通
- (2) 債権譲渡人、債権譲受人それぞれの印鑑証明 1通ずつ
- (3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通

2 市長は、第1項の債権譲渡承諾願の提出があった日以降は、契約約款第34条第3項の規定に基づく中間前払金及び契約約款第37条の規定に基づく部分払を行わないものとする。ただし、債権譲渡を承諾しなかった場合はこの限りでない。

(債権譲渡の承諾)

第6条 市長は、前条第1項の債権譲渡承諾願の提出があったときは、実情を調査し、適当であると認めるときは、債権譲渡を承諾するものとする。

- 2 前項において、債権譲渡を承諾した場合は、主務課長は債権譲渡整理簿（様式第2号）に当該工事を記載しなければならない。
- 3 市長は、前項において記載された承諾番号及び承諾年月日（確定日付）を債権譲渡承諾書に附して債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付しなければならない。

(債権譲渡契約)

第7条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡契約を締結したときは、債権譲渡契約通知書（様式第3号）に債権譲渡契約書（様式第4号の1）の写しを添えて、直ちに主務課に通知しなければならない。

(債権譲渡整理簿等)

第8条 市長は、債権譲渡を承諾した請負契約の内容に変更が生じた場合は、債権譲渡整理簿に変更の内容を記載するものとする。

- 2 主務課長は、債権譲渡契約の通知があったときは、工事台帳にその旨を記載するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第5条に定める債権譲渡承諾願等の提出がない場合又は債権譲渡承諾願等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、市長は債権譲渡人及び債権譲受人に対し速やかに承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（電子記録債権を発生させる場合）

第10条 債権譲渡人が、債権譲渡に対する買取代金の支払いのために電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。）を発生させる場合は、第5条第1項第1号中「様式第1号の1」とあるのは「様式第1号の2」と、第7条中「様式第4号の1」とあるのは「様式第4号の2」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成27年11月1日告示第117号）

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

様式第1号の1（第5条関係）

### 債権譲渡承諾願

年 月 日

（発注者）

かほく市長

請負者

（譲渡人） 住所  
氏名

実印

（譲受人） 住所  
氏名

実印

請負者（以下「甲」という。）がかほく市長に対して有する基本契約書〔かほく市長と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第4条1項に規定する<sup>かし</sup>瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

#### 記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日

4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

### 債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第47条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾願4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定、その他債権の帰属又は行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

かほく市長

印

確定日付印欄	承諾番号

様式第1号の2（第5条関係）

債権譲渡承諾願

年 月 日

（発注者）

かほく市長

請負者

（譲渡人） 住所  
氏名

実印

（譲受人） 住所  
氏名

実印

請負者（以下「甲」という。）がかほく市長に対して有する基本契約書〔かほく市長と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本件の債権譲渡に対する買取代金（ただし、一部を除く。）の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権<sup>かし</sup>を発生させます。

なお、工事請負契約書第41条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2)前払金額 金 円  
- (3)中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4)債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議

を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

#### 記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第47条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾願4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。

3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定、その他債権の帰属又は行使を害すべき行為を行わないこと。

かほく市長

印

確定日付印欄	承諾番号

### 債権譲渡整理簿

承諾 番号	申請 年月日	承諾 年月日	工事名	請負者	請負額 (千円)	債権譲渡先



様式第3号（第7条関係）

## 債権譲渡契約通知書

年 月 日

かほく市長

請負者  
(譲渡人) 住所  
氏名

実印

(譲受人) 住所  
氏名

実印

年 月 日付けで御承諾いただきました譲渡人 がかほく市長に対して有する下記工事請負代金債権について、譲受人 に譲渡いたしましたので、譲渡人、譲受人連署の上通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は の下記振込口座にお振込ください。なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

### 記

#### [譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
－(2)前払金額 金 円  
－(3)中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4)債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

#### [振込口座]

- 1 振込希望金融機関名  
銀行 本支店
- 2 預金の種別、口座番号  
預金
- 3 口座名義  
(ふりがな)

様式第4号の1（第7条関係）

◆債権譲渡契約書◆

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲とかほく市長（以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下「単に本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し、及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書第47条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項（5）及び（7）の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定、その他債権の帰属又は行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第7条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第5条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定、その他乙

から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

#### 第4条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

#### 第5条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

#### 第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

#### 第7条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引き渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議の上、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は、甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

（1）破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

（2）手形交換所の取引停止処分を受けた場合

（3）本件工事請負契約が解除された場合

（4）その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。この場合において、必要となる費用については、甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認した上で、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第10条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いが生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲）

債権譲受人（乙）

様式第4号の2（第7条関係）

◆債権譲渡契約書◆

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲とかほく市長（以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下「単に本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額（（5）－（6））金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第47条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項（5）及び（7）の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 4 甲が本契約の規定により乙に対して行う債権譲渡の対価である買取代金（以下、本件買取代金という）の支払いは、乙を発生記録における債務者とする電子記録債権の発生により行うものとする。なお、第4条の規定により乙が発生させた電子記録債権の合計額が、本件買取代金を下回る場合には、その差額の支払いを金銭により行うことができるものとする。
- 5 前項により電子記録債権の債権者となった甲は、速やかに一般財団法人建設業振興基金と債務保証契約を締結している金融機関に当該電子記録債権を譲渡しなければならないものとする。

第2条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

### 第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定、その他債権の帰属又は行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第5条第1項の清算払いを受ける債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定してはならない。

### 第4条（電子記録債権払い）

甲は、本件請負工事の出来高が全体の50パーセントに到達した段階で、本件買取代金のうち電子記録債権による支払い（以下「電子記録債権払い」という。）を乙に対して請求することができる。

2 甲は、電子記録債権払いを請求する場合には、乙に対して、遅くとも当該電子記録債権払いを希望する日の 営業日前までに、乙に対し、本契約別紙 の様式の電子記録債権払い請求書にて以下の事項を含む明細を通知の上、当該電子記録債権払い請求書を乙に交付するものとする。

（1） 電子記録債権払いを希望する日

（2） 乙が合理的に満足する内容の出来高査定に係る資料

（3） 既に電子記録債権払いを行ったことがあるときは、前回の請求の内容（前回の請求時点における出来高を含む。）

3 乙は、甲から前項に定める様式による電子記録債権払いの請求を受領した場合には、速やかに本件請負工事の出来高の査定を行う。

4 乙は、前項の規定による査定を踏まえて、当該電子記録債権払い請求の全部又は一部を承諾し、又はこれを承諾しないことができる。

5 乙は、前2項に従って検討した結果、電子記録債権払いを承諾する場合には、乙を発生記録における債務者として、甲を発生記録における債務者とする電子記録債権（以下の内容を含むものとする。）を発生させる。

（1） 支払期日 本件工事請負契約等を踏まえ、乙が決定した日

（2） 債権額 本件工事請負契約及び第1条第1項（7）の債権譲渡額、本条第3項の本件請負工事の出来高の査定等を踏まえ、乙が決定した金額

### 第5条（清算払い）

乙は、本件工事請負契約に基づき丙から譲渡債権に係る支払を受けた場合には、受領した金額から、前条の規定により発生させた電子記録債権の債権額及び乙が本契約を履行するに際して負担した諸費用（乙が前条の規定により発生させた電子記録債権の決済のために借入れを行った場合における、当該借入れに係る利息その他の負担金を含む。）を控除して得た残額を、本件買取代金の最終の支払（以下「清算払い」という。）として甲に交付する。

2 乙が清算払いを実施することにより、本件買取代金の支払は完了し、甲はその後に譲渡債権の譲渡に関して何らの支払も請求することができない。

### 第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、乙以外の者は丙に対して直接支払を求めることができない。

## 第7条（解除）

次に掲げる事由が発生した場合には、乙は、その選択に従い、本件債権譲渡の全部又は一部を解除することができるものとする。

- （1）甲が第4条第2項に規定する電子記録債権払い請求書及びその附属資料（出来高査定に係る資料を含む。）に虚偽の記載があった場合
  - （2）甲が本契約に基づく義務に違反した場合又は甲による本契約における表明及び保証が真実かつ正確でなかったことが判明した場合
  - （3）甲について破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
  - （4）甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - （5）丙が甲に対し、本件工事請負契約に基づく工事の履行遅滞、履行不能、不完全履行、相違、瑕疵、数量の相違等を理由として、譲渡債権の全部又はその一部に関し、その不成立、無効、取消、解除又は抗弁を主張した場合
  - （6）本件工事請負契約が解除された場合又は本件工事請負契約に基づき丙から支払われる譲渡債権の金額が既に行われた電子記録債権払いに係る電子記録債権の債権額を下回ることとなった場合
  - （7）甲の所在不明等により本契約又は本件工事請負契約の履行を行うことが困難と認められる場合
- 2 前項の規定により解除がなされた場合において、当該譲渡債権について既に行われた電子記録債権払いがあるときは、甲は乙に対し、当該電子記録債権払いに係る電子記録債権の支払期日の前日までに、その債権額全額（ただし、一部解除の場合には、かかる債権額全額と、解除に係る譲渡債権の額のいずれか小さい方の金額）を払い戻し、及び乙の負担する合理的範囲の一切の費用を支払うものとする。

## 第8条（合意管轄）

本契約に関して争いが生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲）

債権譲受人（乙）

様式第5号(第9条関係)

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日

(譲渡人) 様

(譲受人) 様

かほく市長



年 月 日付けで依頼のあった、下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できませんので通知します。

記

1 工 事 名

2 契 約 締 結 日

3 承 諾 し な い 理 由



様式第1号の1（第5条関係）

様式第1号の2（第5条関係）

様式第2号（第6条、第8条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号の1（第7条関係）

様式第4号の2（第7条関係）

様式第5号（第9条関係）